

事 務 連 絡
令和 3 年 2 月 26 日

各学校施設開放運営委員会
会長・顧問 各位

神戸市教育委員会事務局総務部
教育企画担当課長 東 慎太郎

緊急事態宣言が解除された場合の学校施設開放事業について

平素は学校施設開放事業にご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和 3 年 2 月 28 日に緊急事態宣言の解除がなされた時には、令和 3 年 3 月 1 日より夜間の学校施設開放事業における 20 時までの時間制限を解除いたします。

ただし、対外試合等の交流活動につきましては、感染拡大防止の観点から、当面 3 月 7 日までの間、引き続き控えていただくようお願いいたします。

また、令和 2 年 7 月 1 日付で通知しております「学校施設開放事業 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に則り、対策を十分に講じていただいた上で、安全で円滑な運営をしていただきますよう重ねてお願いいたします。

担当 教育委員会事務局総務部総務課
地域連携係

TEL 9 8 4 - 0 6 1 5

FAX 9 8 4 - 0 6 1 8